

令和7年度 久留米市雇用・就労推進協議会職員採用試験案内

【会計年度任用職員（事務職）】

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
事務職 (会計年度任用職員)	久留米市雇用・就労推進協議会に関する業務の事務（電話対応、パソコン入力、書類作成、整理等の一般事務）	1人程度

採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。

2 試験の日程及び方法

試験科目	試験日時・会場	方法・内容
書類審査 (事前提出)	—	申込み時に提出された経歴等審査書により、職務に関する知識・経験、表現力、人権意識について審査するものです。
面接試験 (会場)	2月25日（水） 午後3時00分集合 久留米市本庁舎11階 久留米市雇用・就労推進協議会 事務局（久留米市商工観光労働 部労政課） (久留米市城南町15-3) 電話 0942-30-9046	面接を通じて職員としてふさわしい人物かどうかを判定します。また、面接のなかで、申込時に提出された経歴等審査書等の内容について質疑応答を行います。

- 試験の日程・会場は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。
- 受験上の配慮（補聴器や車いすの使用など）を希望する人は、申込み時に申し出てください。郵送の場合は、2月19日（木）午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

3 受験資格

受験資格
不問

- 久留米市及び久留米市雇用・就労推進協議会の嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員・会計年度任用職員として過去に勤務したことがある人、または現在勤務している人も受験できます。
- 上記の受験資格があっても、地方公務員法16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
 - 久留米市職員及び久留米市雇用・就労推進協議会職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- 日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3ページに記載しています。

4 給与及び主な勤務条件等

種類	内 容
勤務場所	久留米市役所本庁舎11階（久留米市城南町15番地3） 久留米市雇用・就労推進協議会 事務局（久留米市商工観光労働部労政課内）
給与	日額：7,506円（地域手当含む） 諸手当：地域手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当あり。 年額：1年目236万円程度、2年目以降 262万円程度
勤務時間	1日6時間（週30時間）
休日等	原則として、土曜日・日曜日・祝日、年末年始
休暇等	年次有給休暇、特別有給休暇、介護休暇、育児休業等があります。
福利厚生	健康保険、厚生年金、雇用保険

上記金額は、給与改定等により変更になることがあります。

5 申込受付期間及び受験手続

（1）申込受付期間

令和8年2月5日（木）～ 令和8年2月19日（木）

- 持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日除く）
- 郵送の場合は、2月18日（水）消印有効

- ① 提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ② 申込み記載事項に不正がある場合、協議会職員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。

（2）受験手続

「受験申込書（要写真貼り付け）」、「経歴等審査書」、「受験番号票」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。

① 持参する場合

久留米市雇用・就労推進協議会事務局（久留米市役所本庁舎11階 労政課内）に持参

② 郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、久留米市雇用・就労推進協議会宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。

（3）受験番号票の交付

受験番号票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は書類到達後、受験者に電話連絡し試験当日に交付します。受験番号の連絡がない場合または紛失した場合は、2月19日（木）午後5時15分までに久留米市雇用・就労推進協議会まで連絡してください。

6 採用候補者名簿への登載及び任期等

任期等

最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間任用されます。なお、勤務成績が良好で公務の運営上必要がある場合に限り、原則2回最大4回まで再度の任用をする場合があります（最長令和13年3月31日まで）。

- (1) 任用された職（ポスト）が廃止された場合は、再度の任用は行いません。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。

7 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 最終合格者発表

（日時）3月3日（火）12時00分

（方法）合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに受験者全員に対して、その合否の結果を郵送により通知します。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対象者 不合格者（すべての科目を受験した人に限ります。）
- ② 請求方法 「受験番号票」「本人であることを示す書類（運転免許証等）」を久留米市雇用・就労推進協議会事務局まで持参してください。
- ③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 合格発表の日から1ヵ月間

8 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

9 受験申込み及びお問い合わせ先

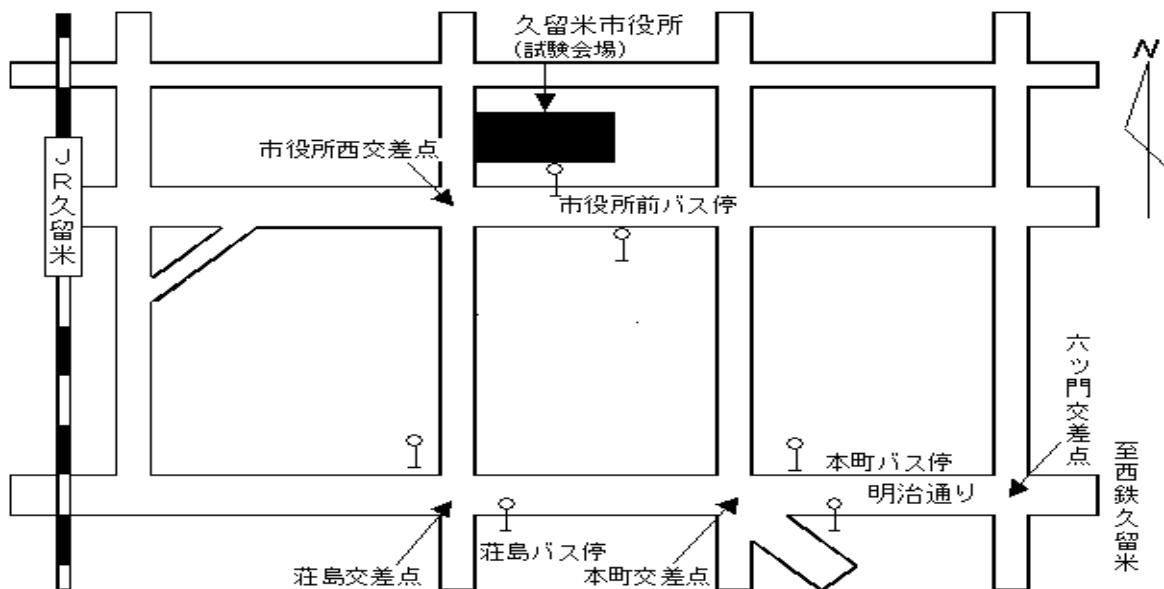
〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市本庁舎11階

久留米市雇用・就労推進協議会事務局（久留米市商工観光労働部労政課内）

【電話】0942-30-9046（直通） 【FAX】0942-30-9707

【メールアドレス】rousei@city.kurume.lg.jp

試験会場（久留米市役所）案内図



久留米市役所	J R久留米駅から徒歩約8分程度 西鉄久留米駅から J R久留米駅、大学病院方面行バスで、市役所前バス停下車
--------	---